

令和7年度滝沢市青少年育成市民会議総会

日時：令和7年5月24日（土）午後1時半～

場所：滝沢ふるさと交流館ホール

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事
 - (1) 議案第1号 令和6年度滝沢市青少年育成市民会議事業報告について
 - (2) 議案第2号 令和6年度滝沢市青少年育成市民会議収支決算報告及び監査報告について
 - (3) 議案第3号 令和7年度滝沢市青少年育成市民会議事業計画（案）について
 - (4) 議案第4号 令和7年度滝沢市青少年育成市民会議収支予算（案）について
 - (5) 議案第5号 滝沢市青少年育成市民会議規約の改正について（案）
 - (6) 議案第6号 滝沢市青少年育成市民会議役員を選任について（案）
- 7 閉会

【議案第1号】

令和6年度
滝沢市青少年育成市民会議事業報告

令和6年度総会で承認した事業を次の通り報告します。

(1) 講演会の実施

令和6年6月29日（土）滝沢ふるさと交流館ホール 出席者70人
講師：高橋俊和氏（盛岡大学・盛岡大学短期大学部学長）
演題：芭蕉の東北紀行『奥の細道』

(2) 青少年健全育成関係者懇談会の開催

令和7年2月24日（祝日・月）滝沢ふるさと交流館ホール 出席者60人
話題提供者：高舘美保子氏（株式会社盛岡書房代表取締役）
テーマ：青少年を取り巻く現状について

(3) 会報「たきざわ青少年」39号の発行

令和7年度総会で配布 6月1日全戸配布

(4) 第37回少年少女のバス交流事業の実施

中止（日本海側の台風により実施不可能になったため）
代替事業として 講演会「南極探見500日」開催
令和7年2月1日（土）滝沢ふるさと交流館 出席者60人
講師：菊池健生氏（岩手日報社一関支社編集部記者）

(5) 青少年育成標語の募集・啓発立て看板の作成及び設置

応募数 小学校の部 472点
中学校の部 92点
選考会 令和7年2月14日 市民福祉センター 2階
審査員（4人） 教育委員会 民生児童委員
俳句の会 市民会議副会長

(6) 第44回鬼越蒼前神社チビッコ相撲大会開催

令和6年6月8日開催 蒼前神社相撲場
出場 5団体 個人39人

【議案第2号】

令和6年度滝沢市青少年育成市民会議収支決算報告及び監査報告について

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
会 費	715,000	492,500	△ 222,500	個人会員(1,000円×78口) 78,000 賛助会員(10,000円×16口) 160,000 懇親会費(1500円×23人) 34,500 バス参加費(10,000円×22人) 220,000
補助金	156,000	16,000	△ 140,000	滝沢市観光協会 16,000
雑収入	9,130	5,054	△ 4,076	寄附(5,000円) 5,000 利子 54
繰越金	244,870	244,870	0	前年度より
計	1,125,000	758,424	△ 366,576	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
会議費	60,000	0	△ 60,000	総会会場費等
事務費	130,000	79,533	△ 50,467	消耗品 60,487 総会・役員会案内通信費 5,500 振込手数料 13,546
事業費	920,000	469,558	△ 450,442	チビッコ相撲 79,405 標語表彰・啓発看板 48,570 講師謝礼(総会・懇談会) 20,000 少年少女バス交流 287,390 (参加者へ払い戻し220,000円) (キャンセル料金67,390円) 懇親会費 34,193
予備費	15,000	5,000	△ 10,000	お香典(前会長ご母堂)
計	1,125,000	554,091	△ 570,909	

収入758,424円—支出554,091円=204,333円

204,333円を次年度へ繰り越します。

上記の通り提案します。

令和7年5月24日

滝沢市青少年育成市民会議

会長 駿河 和弘

会計監査報告

令和7年5月12日 滝沢市青少年育成市民会議令和6年度決算書及び、関係書類を監査した結果、適正に処理されていると認めます。

監事

木村 昭仁

監事

熊谷 修治

監事

藤井 美雪

【議案第3号】

令和7年度 滝沢市青少年育成市民会議事業計画書（案）

1 方針

滝沢市青少年育成市民会議は昭和60年8月に結成以来40年を迎えました。

滝沢市誕生とともに市民会議に衣替えし、青少年育成市民運動の推進を再確認しつつ、これらに関する行政施策の充実・強化を求めてきました。さらに効果を上げていくために広く市民の関心を引き起こしながら、青少年が様々な困難を克服する強い意志、優れた能力や意欲・体力を備えた心豊かな人間として育ち・成長するよう、進めてまいりました。

この間、子ども・若者をめぐる状況は大きく変化し、問題も多様化・複雑化・困難化しており、今日地域社会全体で子ども・若者の育成を支援する活動の重要性が一層増大しているところがあります。

異年齢も含めた集団生活・集団活動等他の人との交わりを通しての体験学習などの中から、「社会性」を養い人間関係のありかたを学び身に着けることがさらに重要と思われ、多くの機会が与えられるよう活動を推進してまいります。

2 青少年育成市民運動の推進目標

- (1) 青少年が、次の担い手としての誇りと責任を自覚し、未来を自ら切り開き、希望に満ちて生活できる環境づくりに努める。
- (2) 親や青少年指導の立場にあるものはもちろん、市民全てが青少年問題に対する関心を高め、青少年の健全育成に努める。
- (3) 市の青少年施策がより充実し、その効果を十分上げることができるよう協力、推進する。

3 活動

- (1) 講演会の実施（総会時）
- (2) 第45回鬼越蒼前神社祭典チビッコ相撲大会の開催
- (3) 第37回少年少女のバス交流事業の実施
- (4) 青少年健全育成標語の募集・啓発立看板の作成及び設置
- (5) 青少年健全育成関係者懇談会の開催
- (6) 会報「たきざわ青少年」第40号の発行
- (7) 地域青少年活動の支援
- (8) 個人会員・賛助会員の募集
- (9) その他の青少年育成活動団体との連携

上記の通り提案します

令和7年5月24日

滝沢市青少年育成市民会議

会長 駿河 和弘

【議案第4号】

令和7年度
滝沢市青少年育成市民会議収支予算書（案）

(単位：円)

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
会費	630,000	715,000	△ 85,000	個人会員(1,000円×120口) 120,000 賛助会員(10,000円×30口) 300,000 バス参加費(5,000円×33人) 165,000 総会懇親会費(1500円×30人) 45,000
補助金	196,000	156,000	40,000	滝沢市 180,000 滝沢市観光物産協会 16,000
雑収入	667	9,130	△ 8,463	利子等
繰越金	204,333	244,870	△ 40,537	前年度より
計	1,031,000	1,125,000	△ 94,000	

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
会議費	45,000	60,000	△ 15,000	会議費・役員会費等 5,000 総会懇親会費 40,000
事務費	130,000	130,000	0	コピー代、消耗品等 30,000 総会・役員会案内通信費 40,000 振込手数料 30,000 事務局手当 30,000
事業費	840,000	920,000	△ 80,000	健全育成関係者懇談会 15,000 チビッコ相撲 50,000 標語募集及び表彰 15,000 啓発看板 90,000 少年少女バス 300,000 会報「たきざわ青少年」40号 350,000 総会講演会謝礼 20,000
予備費	16,000	15,000	1,000	
計	1,031,000	1,125,000	△ 94,000	

上記の通り提案します

令和7年5月24日

滝沢市青少年育成市民会議

会長 駿河 和弘

【議案第 5 号】

滝沢市青少年育成市民会議規約の改正について（案）

滝沢市青少年育成市民会議規約の一部を次のように改正します。

改 正 後	現 行
役員 第 5 条 この会議に次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1 名 (4) 事務局次長 1 名 (5) 常任委員 15 名以上 25 名以内 (6) 監事 3 名	役員 第 5 条 この会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1 名 (4) 常任委員 15 名以上 25 名以内 (5) 監事 3 名

附則

この規約は、令和 7 年 5 月 24 日一部改正、施行する。

【議案第6号】

役員を選任について

役員の充実を図るため別紙のとおり選任を求めます

令和7年5月24日

滝沢市青少年育成市民会議

会長 駿河 和弘

滝沢市青少年育成市民会議役員の選任について（案）

自 令和7年5月24日 ～ 至 令和8年度総会

役職名	氏 名	所属・活動歴等	備考	
会 長	駿河 和弘	地域活動	個人	再
副会長	松村 一	地域活動	個人	新
副会長	高橋 弘美	地域婦人協議会会長	団体	再
副会長	太田 豊	自治会連合会副会長	団体	再
副会長	佐々木 大介	商工会青年部活動	個人	新
事務局長	柳橋 好子	地域活動	個人	新
事務局次長	井上 仁	地域活動	個人	新
常任委員	阿部 拓也	校長会代表（滝沢小学校長）	団体	新
常任委員	藤倉 浩康	PTA連絡協議会会長（東小学校PTA会長）	団体	新
常任委員	切金 一夫	少年補導員連絡会会長	団体	再
常任委員	山下 金吾	民生児童委員連絡協議会会長	団体	再
常任委員	齊藤 工	商工会青年部部長	団体	新
常任委員	佐藤 亮太	商工会青年部活動	団体	再
常任委員	川村 静江	少年団体指導員協議会会長	団体	再
常任委員	高橋 雅寛	子ども会育成連合会会長	団体	再
常任委員	堀内 育子	地域婦人協議会副会長	団体	再
常任委員	大坂谷 隆	少年団体指導員協議会	個人	再
常任委員	上野 カナエ	地域婦人会活動	個人	再
常任委員	佐々木 哲宏	商工会青年部活動	個人	再
常任委員	三浦 結輝	商工会青年部活動	個人	再
常任委員	中村 勝利	商工会青年部活動	個人	新
常任委員	井上 一斗	商工会青年部活動	個人	新
常任委員	佐々木 寿幸	商工会青年部活動	個人	新
常任委員	冬澤 誠純	商工会青年部活動	個人	新
監事	木村 昭仁	商工会監事	団体	再
監事	熊谷 修治	保護司協議会会長	団体	再
監事	藤井 美雪	人権擁護委員	団体	再

役職名	氏 名	所属・活動歴等
顧問	佐藤 光保	前滝沢市青少年育成市民会議会長

滝沢市青少年育成市民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、滝沢市青少年育成市民会議という。

(目 的)

第2条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、市民の心のふれあいを基本とした連帯のもとに、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 明るい家庭づくりの活動に関する事。
- (2) よい環境づくりのための活動に関する事。
- (3) 青少年団体の育成と活動の助長に関する事。
- (4) 青少年の非行防止のための活動に関する事。
- (5) その他青少年の健全育成のために必要な事業。

(組 織)

第4条 この会議は、趣旨に賛同する個人および団体の会員をもって構成する。

2 この会議の目的に賛同し、特別の賛助をする個人または団体を賛助会員とする。

(役 員)

第5条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 常任委員 15名以上25名以内
- (6) 監 事 3名

2 役員任期は2年とするも再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会議を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その仕事を代行する。

3 事務局長は、総務を担当し日常の業務と会計を処理する。

4 常任委員は、常任委員会を構成し事業の企画、執行にあたる。

5 監事は、この会議の業務および会計を監査し、総会に報告する。

(顧 問)

第8条 この会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が常任委員会に諮り委嘱する。

(機 関)

第9条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会

(総 会)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集し、この規約に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算に関すること。
- (2) 事業報告および収支決算に関すること。
- (3) その他重要な事項。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長・副会長・事務局長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、会長が招集し、会議の議長は会長とする。
- 3 常任委員会は、総会が議決した業務の執行を決定し、この会議の運営にあたりとともに、必要に応じ総会に変わって議決する。

(専門部会)

第12条 専門部会は、必要に応じ常任委員会および会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門部会は、常任委員会の議を経てこれを設置する。

(事務局)

第13条 この会議の事務を処理するため、滝沢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課内に事務局を置く。

(経 費)

第14条 この会議の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、予算で定める。
- 3 賛助会員については、別に定める規定による。

(会計年度)

第15条 この会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(条約の改正)

第16条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(補 足)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は常任委員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和60年8月 3日制定、施行する。
- 2 この規約は、平成 5年6月26日一部改正、施行する。
- 3 この規約は、平成 9年6月28日一部改正、施行する。
- 4 この規約は、平成14年6月29日一部改正、施行する。
- 5 この規約は、平成16年6月27日一部改正、施行する。
- 6 この規約は、平成18年7月 1日一部改正、施行する。
- 7 この規約は、平成26年1月 1日一部改正、施行する。
- 8 この規約は、平成27年6月27日一部改正、施行する。
- 9 この規約は、平成29年7月 1日一部改正、施行する。
- 10 この規約は、平成30年6月30日一部改正、施行する。
- 11 この規約は、令和 2年6月19日一部改正、施行する。
- 12 この規約は、令和 7年5月24日一部改正、施行する。